



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	刑事判例にみる注意義務の負担主体としての法人
Author(s)	樋口, 亮介
Description	資料
Citation	北大法学論集, 60(4), 58[73]-41[90]
Issue Date	2009-11-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/40039
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR60-4_005.pdf



刑事判例にみる注意義務の 負担主体としての法人

樋 口 亮 介

【目次】

はじめに

1. 本稿の課題
2. 検討素材とする判例

一 法人・組織の負担する注意義務の自然人への分配という判例法理の
析出

1. 森永ドライミルク事件第二審・差戻し第一審
2. 千日デパートビル事件における最高裁による採用

二 法人・組織内の個人責任の成立範囲の検討

1. 自然人への注意義務の分配方法
2. 信託の原則による注意義務の免除
3. 法人・組織内の自然人が負担する注意義務の全体構造

おわりに

【細目次】

はじめに

1. 本稿の課題
2. 検討素材とする判例

一 法人・組織の負担する注意義務の自然人への分配という判例法理の
析出

1. 森永ドライミルク事件第二審・差戻し第一審
 - (1) 第二審判決における問題の浮上
 - (a) 危険の防止という規範的見地から設定される注意義務

- (b) 注意義務を負担する自然人の棚上げ
- (2) 藤木英雄による理論化
- (3) 差戻し第一審判決による応答
- 2. 千日デパートビル事件における最高裁による採用
- 二 法人・組織内の個人責任の成立範囲の検討
- 1. 自然人への注意義務の分配方法
- (1) 職責・権限に応じた注意義務の分配
- (a) 職責によって注意義務を定める判例の理論化
- (b) 具体例による検討：防火管理
 - ① 最高裁の判示の問題点
 - ② 注意義務の内容と職責・権限の相応性
- (2) 注意義務の分配から生じる監督義務
- (a) 法人・組織が負担する注意義務の直接的履行者・監督者への分配
- (b) 判例上の具体例
 - ① 防火管理の直接的履行者に対する監督義務
 - ② 森永ドライミルク事件
- 2. 信託の原則による注意義務の免除
- (1) 信託の原則による法人・組織の負担する注意義務の免除
- (2) 信託の原則による法人・組織内部の自然人に分配された注意義務の免除
- (a) 防火管理
- (b) チーム医療
 - ① 埼玉医科大学事件
 - ② 患者取り違い事件
- 3. 法人・組織内の自然人が負担する注意義務の全体構造
おわりに

はじめに¹

1. 本稿の課題

筆者は、2009年1月に公開した『法人処罰と刑法理論』において、法人処罰

¹ 本稿は、2009年6月27日に北海道大学で開催された法の経済分析研究会にお

をめぐる議論の根本的問題点は、肉体と精神を持つ自然人を処罰対象とする刑法が肉体も精神も持たない法人を処罰するという点にあると指摘した。その上で、刑法上の諸概念の規範的論拠を探索した上で、その規範的論拠を法人に適用するというアプローチを主張した。しかし、刑法上の諸概念の検討については、今後の課題とするにとどまった。

そこで、筆者は、刑法上の諸概念のうち、過失に焦点を当てて研究を進めた。その研究成果として発表したのが2009年9月に公刊した「刑事過失と信頼の原則の系譜的考察とその現代的意義」東京大学法科大学院ローレビュー 4 巻172頁である。ここでは、我が国の過失概念の系譜は、アメリカの不法行為判例にあることを検証するとともに、危険の防止という規範的見地を中核として、Ⅰ危険を生じさせる状況を記述し、Ⅱ当該危険を防止するという規範的見地に基づき、Ⅲ注意義務の具体的内容を確定した上で、Ⅳ当該義務内容に被告人が違反したかを判断するという定式が形成されていることを示した。

この過失の判断定式を、法人に適用することは容易である。危険の防止という規範的見地から法人を注意義務の負担主体とすることに何の障害もないからである。そうすると、法人の過失を具体化する作業を理論的な検討によって進めることも期待されよう。

しかし、本稿は、法人の過失の具体化という課題の予備作業をなすと同時に、現在の刑事判例において法人・組織内部の自然人がいかにして処罰されているかを示すべく、注意義務の負担主体を法人・組織と考えた上で、法人・組織が負担する注意義務を法人・組織内部の自然人に分配するという判例法理の存在を明らかにすることにしたい。

2. 検討素材とする判例

法人・組織が負担する注意義務を自然人に分配するという議論を提示したのは、森永ドライミルク事件である。この議論は、平成に入ってから、千日デパートビル事件において最高裁も採用するに至った。

そこで、本稿においては、森永ドライミルク事件・千日デパートビル事件を素材として判例法理を析出した上で、千日デパートビル事件以降の最高裁判例も検討素材に含めて問題点の検討を行うことにする。

一 法人・組織の負担する注意義務の自然人への分配という判例法理の析出

1. 森永ドライミルク事件第二審・差戻し第一審

森永ドライミルク事件は、第一審（徳島地判昭和38年10月25日下刑集5巻9・10号977頁・判時356号7頁）の被告人2名の無罪判決が第二審（高松高判昭和41年3月31日高刑集19巻2号136頁・判時447号3頁）において破棄差戻しとなり、上告審（最判昭和44年2月27日裁判集刑事170号383頁）で第二審の法律判断に間違いはないとされた後、差戻し第一審（徳島地判昭和48年11月28日刑月5巻11号1473頁²）で製造課長は有罪・工場長は無罪という経過をたどった。

このうち、危険の防止という規範的見地に基づく過失判断の定式を前提に、注意義務の負担主体を法人・組織とした上で、その注意義務を自然人に分配するという議論を読み取る素材としてふさわしいのが、第二審と差戻し第一審である³。

(1) 第二審判決における問題の浮上

(a) 危険の防止という規範的見地から設定される注意義務

第二審においては、Ⅰ乳児用の粉ミルクを製造するに際して工業用の薬品を添加するときには、Ⅱ異なる薬品の使用を避けるために、Ⅲ①規格品を発注するか、②適切な化学的検査を実施する注意義務が設定された（高刑集19巻2号194頁・判時447号22頁2、3段目）。

ここでは、品質保証のない工業用の薬品を食品製造に添加する際に伴う粗悪品混入による万が一の生命・身体への危険という形で、防止対象となる危険を抽象化しつつ、当該危険の内容に応じる形で、規格品を発注するか、又は化学的検査で品質を確認するという注意義務が設定されている。

ける筆者の報告「法人処罰と過失犯論」を元に、その後の質疑応答を反映したものである。研究会に参加した方々に感謝したい。

² なお、判時721号7頁に要旨が掲載されているが、本稿の分析からすると重要な部分が削除されているので引用しない。

³ 森永ドライミルク事件差戻し第一審は、危惧感説を採用したものとして著名である。しかし、法人・組織の負担する注意義務の分配という判例法理を析出するという本稿の目的からすると無関係な議論であるので、検討対象として取り上げないことにする。

(b) 注意義務を負担する自然人の棚上げ

森永乳業株式会社の徳島工場における粉ミルクの製造には、多数の自然人が関与していた。そうすると、具体的にどの自然人が(a)で挙げた注意義務を負担するかが問題となる。

この点について、第二審は、(a)の注意義務は工場の従業員らが負担すると述べるにとどまり（高刑集19巻2号194頁・判時447号22頁2段目）、具体的に注意義務を負担する自然人を定めなかった。

「本件工場が乳児用調整粉乳を製造するにあたり、原料牛乳に安定剤として第二燐酸ソーダを添加使用するとき、本件工場の従業員らのうちの何人かに、規格品発注（使用）義務及び化学的検査義務」（高刑集19巻2号250頁・判時447号40頁1段目）

第二審は、工場内のいかなる自然人が注意義務を負担するかは問題としないまま、工場の従業員を集团的に把握して注意義務を設定した。そして、具体的に注意義務を負担する自然人が誰か、という問題については棚上げにしたのである。

(2) 藤木英雄による理論化

昭和41年（1966年）3月に下された第二審判決において浮上した問題について、直ちに検討の必要性を指摘したのが、同じ1966年8月のジュリスト誌上の加藤一郎＝竹内昭夫＝藤木英雄による座談会「森永ドライミルク事件と業務上過失」ジュリスト351号32～34頁の議論である。もっとも、この段階では、問題点の指摘とありうる考え方が論じられるにとどまり、十分に練られた議論は登場していなかった。

藤木英雄による理論化は、1969年9月のジュリスト誌上の座談会「欠陥車問題をめぐって（二）」ジュリスト434号15頁において行われた。ここで、藤木は、「一応企業組織全体として過失の責任があるかどうかということを観念的に考えてみた上で、」「具体的に、組織活動のある決定的な部署を担当した人の過失を追及していくことになる」と指摘するに至ったのである（同16頁）⁴。

同様の理論は、公害罪法の解釈論としてではあるものの、それまでの藤木の

⁴ 同じ1969年でも4月の段階では、企業内の監督者の責任を問うことに慎重な姿勢を見せていた（藤木英雄「公害と刑法の役割」ジュリスト420号99頁）。

業績を反映した形で執筆された『刑法各論 現代型犯罪と刑法』（1972年）において明瞭に表現されている。

「以上に述べた注意義務は、企業組織体の活動として個人を特定せずに述べたが、公害罪の主体は個人であるから、注意義務もちろん、企業活動で過失が問題となる部署の責任ある地位を占める個人について考えられることになる。」（同書241頁）

「それぞれの個人の被害発生への関与の態様によって、個人の過失が特定される。」（同書242頁）

このように、藤木は、注意義務の負担主体を法人・組織と考えた上で、法人・組織の活動において過失が問題となる部署の責任ある地位を占める自然人の過失を問うという議論を示したのである。

（3）差戻し第一審判決による応答

昭和48年（1973年）11月、差戻し第一審判決は、(i)注意義務の負担主体を工場とした上で、(ii)工場長・製造課長の注意義務の内容を考察すると判示した。藤木の議論の影響を受けた形で、第二審で浮上した問題に答えたものではないかと思われる⁵。

「まず構成要件該当性ないし違法性の問題として、(i)ひとまず、個々人の具体的状況を捨象して本件工場の企業組織体としての行動について（その全体をあたかも一人の自然人の行動と同様にみて）、その適否を客観的に考察し…、(ii)ついで、本件工場における工場長あるいは製造課長たる者は、当該具体的状況の下において、客観的にいかなる注意義務を負うべきかを検討」（刑月 5 巻11号1514・1515頁。番号は原文通り）

このような議論を前提として、差戻し第一審は、製造課長有罪・工場長無罪という結論を導き出したのである。

⁵ 藤木の議論の影響力がどの程度のものであったかについて断言することはできないが、差戻し第一審判決が藤木の提唱した危惧感説を採用したことは周知のとおりである（藤木自身による指摘として、藤木英雄「森永ミルク事件と過失犯論」警察研究45巻3号12頁（1974））。

そうすると、法人・組織の負担する注意義務を自然人に分配するという構想についても藤木の影響を受けたと考えても飛躍はなからう。

2. 千日デパートビル事件における最高裁による採用

注意義務の負担主体を法人・組織と考えた上で、自然人の注意義務を考察するという森永ドライミルク事件差戻し第一審で示された議論は、最決平成2年11月29日刑集44巻8号871頁（千日デパートビル事件）において最高裁でも採用されるに至った⁶。ビルを所有・管理する会社を注意義務の主体とした上で、従業員の注意義務を検討したのである。

「ドリーム観光としては、火災の拡大を防止するため、法令上の規定の有無を問わず、可能な限り種々の措置を講ずべき注意義務があった」（刑集44巻8号876頁）

最高裁がこのような議論に立脚していることは、本件の調査官解説である原田國男「判解」『最高裁判所判例解説刑事編 平成2年度』255頁においてより明瞭に表現されている。

「(i)まず、その法人としてどのような注意義務があったかを確定した上、
(ii)その組織において、誰が右の注意義務を具体的に負っていたか、言い換えれば、誰が右義務を履行すべき立場にあったかを確定するという手法を取っているものである」

二 法人・組織内の個人責任の成立範囲の検討

注意義務の負担主体を法人・組織と考えた上で、自然人の注意義務を考察する判例法理は、法人・組織が負担する注意義務を履行する自然人を選別した上で、その義務の不履行について当該自然人を処罰対象とするものといえる。このような考え方について、本稿は、法人・組織の負担する注意義務の自然人への分配と呼称することにしたい。

このように、法人・組織の負担する注意義務を自然人に分配することで法人・組織内の個人の過失責任の追及が行われるとしても、具体的な注意義務の分配方法を明らかにしない限り、実際の処罰範囲を定めることはできない。し

⁶ 井上祐司「監督者の刑事過失判例について」『刑事判例の研究その二』333頁（2003）（初出・『井上正治先生還暦祝賀 刑事法学の諸相（上）』（1981））は、法人の負担する注意義務を分配するという議論は森永ドライミルク事件が最初のもので、この後もそのような判例はないと指摘していた。

たがって、法人・組織内の自然人への注意義務の分配をいかにして行うかが重要な問題となる。

また、このような判例法理による場合、法人・組織内において危険の防止措置をとるべき自然人が多数になることもありうる。そこで、過失犯の成立範囲を限定する議論の検討も重要な問題となるところ、本稿では信頼の原則による注意義務の免除の可能性について取り上げることにしたい。

なお、検討にあたっては判例を素材とするものの、一般的な理論を解明するために必要な限度にとどめる。したがって、個々の事件で問題となった争点には立ち入らないことにする。

1. 自然人への注意義務の分配方法

法人・組織内部の自然人への注意義務の分配が行われる場合、判例は当該自然人の職責に注目している。また、判例は注意義務を直接に履行する者を選別するだけでなく、監督的地位に立つ自然人に監督義務の履行を要求している。以下では、この二点について、理論面と具体例を通じて検討を進める。

(1) 職責・権限に応じた注意義務の分配

(a) 職責によって注意義務を定める判例の理論化

法人・組織の内部に属する自然人の注意義務の内容を確定するにあたって、職責に注目する判例は古くから多数存在する。例えば、鉄道会社の踏切番人は、踏切事故の危険を防止する義務を負担するといった判例⁷が挙げられる。

従来、このような判例の準則は当然のものと考えられていたためか、問題として取り上げられることさえなかった。この判例の準則を理論化すると、分業体制に鑑みて注意義務の分配対象者を限定するものと理解できる。

危険の防止という規範的見地からは、複数の人間に重疊的に義務履行を要求することが合理的である。しかし、危険の防止をあまりに徹底すると、法人・組織が負担するあらゆる注意義務を法人・組織内の全構成員に負担させることになり、多数の自然人の分業体制によって活動の幅を拡げる法人・組織の運営を困難なものにしてしまう。

⁷ 大判大正10年1月17日刑録27輯1頁、大判昭和7年5月5日刑集11巻568頁など。

そこで、分業体制の維持という要請に鑑みて、問題となっている注意義務を負担させることが当該自然人の職責・権限に照らして相応なものといえる限度で注意義務の分配を認めるべき、と考えられるのである。

(b) 具体例による検討：防火管理

多数の者が集まる建物を管理する法人は、火災による多数人の死傷の危険を防止するという規範的見地からシャッターの閉鎖や避難訓練の実施などの防火管理上の注意義務を負担する。この法人の負担する注意義務が、各自の職責に応じて法人内の自然人に分配されるのである。

この点、千日デパートビル事件のごとく、防火管理者が注意義務の分配を受ける場合はわかりやすい（ビルの所有・管理会社のシャッター閉鎖義務について、刑集44巻8号877頁。ビル内のキャバレーの経営会社の避難訓練義務について、同878頁。）。何故なら、防火管理者は火災による危険の防止を職責としており、注意義務と職責の相応性は容易に認められるからである。

これに対して、大洋デパート事件（最判平成3年11月14日刑集45巻8号221頁）においては、防火管理者は選任されてはいたものの、消防計画の作成・避難訓練の実施のための権限はなく、名目に過ぎないものであったとして、防火管理上の注意義務の分配が否定された（同237、238頁）。このような場合、誰に防火管理上の注意義務を負担させるかが問題となる。

① 最高裁の判示の問題点

この点、最高裁は、会社の代表取締役が防火管理上の注意義務の履行者であって、取締役会ではないとの判示を行っている。

「株式会社にあつては、通常は代表取締役が会社のため自らの注意義務の履行として防火管理業務の執行に当たっているものとみるべきであり、取締役会が防火管理上の注意義務の主体として代表取締役に右義務を履行させているものとみるべきではない。」（刑集45巻8号227頁）

「一般に会社の建物について防火管理上の注意義務を負うのは取締役会ではなく、代表取締役であり、代表取締役が自らの注意義務の履行として防火管理業務の執行に当たっている」（同頁）

しかし、防火管理上の注意義務の履行者が代表者であるという最高裁の判示が、仮に、会社の負担する注意義務の履行者は代表権を有する者であるとの思考によって基礎づけられているとすれば⁸、それは妥当ではない。刑法上の注

意義務の分配について、代表権の存否を基準とする理由はないからである⁹。

② 注意義務の内容と職責・権限の相応性

刑法上の注意義務の分配は、代表権ではなく、問題となっている注意義務と職責・権限の相応性という見地から行われるべきである。

大洋デパート事件では、代表取締役が株式のほとんどを保有するオーナー社長として人事上の絶大な権限を有し、会社の経営管理業務の一切を統括して絶えず部下に直接指揮命令を行っていた（同228頁）。このような体制の会社において、実体のない防火管理者が選任されるにとどまっていたという事情の下では、消防計画の作成・避難訓練の実施という防火管理上の注意義務は、代表取締役に分配すべきである。何故なら、代表取締役によっていわゆるワンマン経営が行われている会社では、防火管理が不十分な状態の解消という刑法上の要求と職責・権限が相応性を有するのは代表取締役だけだからである。

このように、防火管理上の注意義務と職責・権限の相応性を基準とすべきであって、本件の実事関係では代表取締役に注意義務を分配するのが妥当であったということとどまり、一般的に代表権を基準とすべきではない。例えば、全国各地に多数のビルを保有するものの防火管理に関する職責を定めていない会社について、一律に代表権を基準とすることは不合理であろう。この場合、職責・権限に照らして各ビルごとに、消防計画の作成・避難訓練の実施などの防火管理上の注意義務の分配を受ける自然人が誰であるかを検討すべきである。

(2) 注意義務の分配から生じる監督義務

(a) 法人・組織が負担する注意義務の直接的履行者・監督者への分配

判例は、法人・組織が負担する注意義務を直接に履行する自然人を処罰するにとどまらず、直接的履行者に対する監督義務違反によって監督的地位にある

⁸ 出田孝一「判解」『最高裁判例解説刑事編 平成3年度』193、194頁は、商法上の規定を根拠として本文で抜粋した判示を説明している。

⁹ 代表権の存否が刑法上重要でないことについては、法人処罰について法人と同一される主体が代表者に限られないという議論において共有されている（詳細な分析については、樋口亮介「法人処罰の系譜的考察—『法人処罰と刑法理論』補遺—」企業と法創造5巻1号187～189頁（2009））。

自然人をも処罰している。

この点、法人・組織が負担する注意義務を直接に履行する自然人が確保されている以上、法人・組織が負担する注意義務の分配という法理からは監督義務を導出することはできない、とも思われよう。しかし、職責・権限と相応する限りで注意義務が分配されるという議論の基礎にある危険の防止と分業体制の維持という見地に遡れば、監督義務の導出は可能である。

危険の防止という規範的見地からすれば、本来、法人・組織が負担する注意義務の直接的な履行者を多数確保することが望ましい。しかし、分業体制の維持という見地から、職責・権限との相応性が認められる限度に注意義務の直接的履行者は限定されるのである。そうだとすれば、法人・組織が負担する注意義務の直接的履行者を選別するだけでなく、監督義務の限度で監督的地位に立つ者にも注意義務を課すことも認められよう。何故なら、直接的履行者を監督する地位に立つ者に対して、注意義務の直接的履行よりも負担が軽い監督義務を課せば、分業体制に鑑みて無理のない形で危険の防止を図ることができるからである。

したがって、法人・組織が負担する注意義務は、職責・権限に相応する形で、直接的履行者だけでなく、監督者にも分配してよいのである。

(b) 判例上の具体例

① 防火管理の直接的履行者に対する監督義務

千日デパートビル事件においては、ビル7階のキャバレーを経営する会社の代表取締役であり、管理権限者である者について（刑集44巻8号873頁）、避難訓練を行う義務を負う防火管理者を監督する注意義務がある旨の判示がなされた（同878頁）。

法人が負担する防火管理上の注意義務について、防火管理を職責とする防火管理者が直接的な履行者となるものの、防火管理者を監督する地位にある者には、その職責に応じて、防火管理者が防火管理を行うように監督する注意義務が分配されるのである。

② 森永ドライミルク事件

森永ドライミルク事件差戻し第一審判決では、製造課長について、Ⅰ粉ミルクの製造に際して工業用の薬品を添加するときには、Ⅱ粗悪品によって有毒物

が混入し乳幼児に重大な被害を与える危険を防止するため、Ⅲ規格品の発注を行うように指示監督する注意義務があるとの判示がなされた（刑月5巻11号1507頁）。

粉ミルクの製造に際して工業用の薬品を添加する際、森永の徳島工場は規格品を発注する注意義務を負担する。この規格品発注義務が工場内の自然人に分配されるところ、工場内での職責に鑑み、薬品の発注依頼を行う立場にあった製造課副主任に対して、規格品の発注を直接的に行う義務が分配される（同1564頁）。そして、この直接的な履行者に加えて、製造課副主任の直接の上司という職責にあった製造課長に対して、規格品発注が行われるように監督する義務が分配されるのである（同1564、1565頁）。

2. 信頼の原則による注意義務の免除

法人・組織が負担する注意義務の自然人への分配という判例法理を前提に、1で分析した基準によって自然人の注意義務を定める場合、法人・組織の内部の者が刑事責任を負担する範囲が広範なものとなりうる¹⁰。そうすると、刑事責任を限定する視点が重要になるところ、本稿では信頼の原則による注意義務の免除について取り上げたい。

我が国がアメリカ不法行為判例から導入した信頼の原則は、危険の防止という規範的見地が複数の人間に妥当する場合に、他の人間による危険の防止が確保されていることと公共の利益の実現の必要性を理由に、特定の人間の特定の注意義務を免除するというものである¹¹。

この信頼の原則の法的構造は、法人・組織を注意義務の主体と考える場合にもそのまま妥当する。

¹⁰ 企業組織体を注意義務の負担主体と考えた上で、自然人への注意義務の分配を認める板倉宏「企業組織体の過失」同『現代社会と新しい刑法理論』107頁（1980）（初出・藤木英雄編著『過失犯—新旧過失論争—』212頁（1975））は、森永の社長・経営陣の責任追及の可能性をも指摘する。

このような議論を危惧するものとして、米田泰邦「医療における未知の事故とチーム医療における医師の刑事責任（下）」判例タイムズ316号58頁参照。

¹¹ 詳細には、樋口亮介「刑事過失と信頼の原則の系譜的考察とその現代的意義」東京大学法科大学院ローレビュー4巻195頁以下（2009）。

①注意義務を負担する法人・組織の外部に危険の防止が可能な主体が存在する場合、他の主体による危険の防止が確保されていれば、法人の活動の円滑化のために特定の法人・組織の負担する特定の注意義務を免除することを認めてよい。②また、法人・組織内部の複数の自然人に注意義務が分配された場合、他の自然人による危険の防止が確保されていれば、法人の活動の円滑化のために特定の自然人の注意義務を免除することも認められる。

以下では、①外部関係における信託の原則については食品の製造を、②内部関係における信託の原則については防火管理とチーム医療を具体例にしながら検討を進める。

(1) 信託の原則による法人・組織の負担する注意義務の免除

森永ドライミルク事件差戻し第一審判決では、信託の原則について、信用ある薬品販売業者から継続して購入しているというだけで、化学的検査を省略することは許されないと判示がなされた（刑月5巻11号1525、1526頁）。

食品の製造において生じる有害な食品による死傷の危険に対しては、食品の原材料作成者・製造業者という複数の主体が防止措置を採ることができる。この場合、①他の主体によって危険の防止が可能であれば、②食品製造の円滑化のために、食品製造業者の注意義務を免除する余地も認められる。

問題は、いかなる場合に他の主体による危険の防止が可能といえるかである。仮に、食品の消費に至るまでのプロセスに複数の主体が介在するという事情のみから、他の主体が安全を確保するであろうとの信託を認めると、全ての主体が他の主体を信託することで誰も危険防止措置を採らず死傷事故が生じた場合に、誰も過失責任を負わないという不合理が生じることになる¹²。したがって、食品の製造プロセスにおける危険防止措置を採る主体の明確化を要求すべきである。

そうすると、いかにして危険防止の主体を明確にするかが問題となるところ、これは契約によって可能である。例えば、食品製造業者が、食品の原材料となる薬品販売業者との契約において、食品製造に使用することを告知して、薬品

¹² 本文の議論は、全赤色状態の交差点に進入する車両に、他の車両が進入してこないと信託することを認めてはいけない（樋口・前注・199頁）のと同様の論理である。

の規格を指定し、封緘を施させて納入させるという場合(刑月5 巻11号1507頁)、①原材料の薬品販売業者による危険の防止が可能であるので、②食品製造の円滑化のために、製造業者の化学検査義務を免除して納入品の外観を検査する義務を課すにとどめてよいであろう。

(2) 信頼の原則による法人・組織内部の自然人に分配された注意義務の免除

(a) 防火管理

千日デパートビル事件においては、7階のキャバレーの管理権限者の監督義務違反を認めるに際して、防火管理者が避難誘導訓練を行っていないことを知っていたという事情が挙げられている(刑集44巻8号878頁)。

防火管理者が選任されている場合、防火管理者を監督する職責を有する管理権限者は、「常時、部下の防火管理者が適切な防火管理業務を行っているかどうかを具体的に監督すべき注意義務を負う訳ではなく」(原田國男「判解」『最高裁判例解説刑事編 平成2年度』266頁)、信頼の原則による注意義務の免除が認められることが、この判示の基礎にある。

信頼の原則による注意義務の免除を認めるにあたっては、①危険の防止と②公共の利益の確保という規範的考慮が必要となる。これを千日デパートビル事件についてみると、①防火管理者が防火管理業務を集約的に負担する¹³以上、②防火管理者を監督する者が他にも多数の業務を統括している場合、法人の活動を円滑なものとするため、具体的な監督義務を免除してよいのである。

もっとも、管理権限者の具体的な監督義務の免除を認めるには、防火管理者による注意義務の履行によって火災による危険が防止できるという状況が前提となる。したがって、防火管理者による防火管理義務の履行が期待できないという特別の事情が存在する場合には、管理権限者の注意義務の免除は認められず、具体的な監督義務の履行が要請される。最高裁が認定した事情は、信頼の原則による注意義務の免除が否定される特別の事情を示したものとといえる¹⁴。

(b) チーム医療

¹³ 原田國男「判解」『最高裁判例解説刑事編 平成2年度』258、259頁は、有効な防火管理の責任体制の確立を目的として、消防法8条1項は防火管理者に防火管理業務を集約する体制を採っていると指摘する。

¹⁴ 原田・前掲・274頁。

チーム医療についても、医療チームという組織が医療に伴う注意義務を負担すると考えた上で、チーム内の自然人に注意義務を分配するとの議論が可能である。この議論を前提に、埼玉医科大学事件（最決平成17年11月15日刑集59巻9号1558頁）と患者取り違え事件（最決平成19年3月26日刑集61巻2号131頁）について検討する。

① 埼玉医科大学事件

埼玉医科大学事件においては、治療方針を立案する主治医・指導する指導医による了承・治療方針の最終的決定権を有する科長による承諾という職制が採用されていた（刑集59巻9号1559、1560頁）。

このような職制においては、防火管理における管理権限者同様、科長にも信頼の原則によって具体的な監督を行う注意義務の免除は認められる¹⁵。複数の医師が治療に当たるチーム医療において、①自ら治療に当たる主治医及び主治医を指導する指導医が医療行為に伴う危険の防止を十分行える場合には、②他に多数の医療業務を抱える科長の負担を軽減することで医療の円滑を確保すべく、科長の具体的な監督義務を免除すべきと考えられるからである。

埼玉医科大学事件においては、科長について、自ら調査検討して治療法の適否などを把握し、薬品の投与計画案の内容について具体的に検討し、誤りがあれば是正する注意義務が課されており、信頼の原則による具体的な監督義務の免除は認められなかった（刑集59巻9号1564頁）。

しかし、このような注意義務を課す前提事情として、被害者の肉腫は極めてまれな症例であって科に所属する医師に扱った経験がなく、治療法も実施した経験がなく、薬品についても知識を欠いていたことが認定されている。このような事情が存在する場合、主治医・指導医のみでは治療上の危険の防止を十分になしえず、信頼の原則による注意義務の免除を認めるための規範的考慮に基づき、科長の具体的な監督義務の免除を否定すべきといえる。

② 患者取り違え事件

¹⁵ 埼玉医科大学事件第一審（さいたま地判平成15年3月20日刑集59巻9号1570頁）は、部下の医師の行う具体的診療行為の全てについて、逐一具体的に監督する義務まで負わないと明示的に判示している（同1577頁）。

大学病院における患者取り違え事件においては、病院全体の組織的システムも医療チーム内の役割分担も存在しなかったことから信頼の原則による注意義務の免除を否定する旨の判示がなされた（刑集61巻2号138頁）¹⁶。

①で検討したように、埼玉医科大学事件では、科長に具体的な監督義務を課す際に多数の事情を挙げており、チーム医療において信頼の原則による注意義務の免除が認められることを前提としつつ、信頼の原則による注意義務の免除を否定する事情を認定しているものと理解できる。これに対して、患者取り違え事件では、チーム医療において信頼の原則による注意義務の免除を認めるための積極的な事情を要求している。そうすると、埼玉医科大学事件と比較して、患者取り違え事件では、信頼の原則による注意義務の免除に対する態度が厳しく、両事件は一貫性を欠くのではないかという疑問も生じえよう。

しかし、両事件の判示の差異は、信頼の原則による注意義務の免除を認めるための規範的考慮に照らせば理解可能である。

患者取り違え事件では、患者の同一性を自ら確認するという注意義務について、手術の関与者が並行的に直接的な履行者になるという状況が問題となっている。このような状況において、同一性確認に関する役割分担がない中で、チーム内の他の誰かが同一性を確認するであろうとの信頼を認めて同一性確認義務を免除すると、無責任な体制を刑法が許容することになってしまう。

これに対して、埼玉医科大学事件では、治療から生じる危険を防止するための措置を自ら行うという直接的な注意義務を負担する医師と、そのような医師を監督するという限度で注意義務を負担する医師が存在するという状況が問題になっている。このような状況においては、自ら危険防止措置を採る注意義務を負担する医師は、監督を待つまでもなく治療から生じる危険を防止する役割を負っている。そのため、監督的地位に立つ医師の具体的な監督義務を免除しても、患者取り違え事件のような無責任な体制の許容という問題は生じないのである¹⁷。

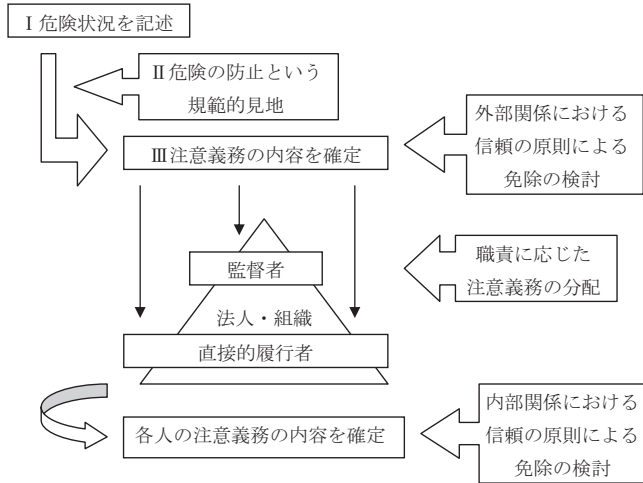
¹⁶ 患者取り違え事件の詳細な分析として、樋口亮介「判批」ジュリスト1382号140頁（2009）。

なお、同一性確認義務の導出根拠は、危険の防止ではないと思われる（同141頁）ものの、信頼の原則による注意義務の免除について法的構造は異ならないので、埼玉医科大学事件との比較は可能である。

¹⁷ 監督・被監督という関係から直ちに信頼の原則の適用が認められるわけ

3. 法人・組織内の自然人が負担する注意義務の全体構造

法人・組織が負担する注意義務を法人・組織内部の自然人に分配するという判例法理を前提とした場合の自然人が負担する注意義務の確定方法を図にすると以下のとおりである。



まず、過失の判断定式Ⅰ～Ⅲに沿って、法人・組織に注意義務を設定する。その上で、当該法人・組織の外部に危険を防止できる主体が存在する場合、信頼の原則による注意義務の免除が認められるかを検討して、法人・組織の負担する注意義務の内容を確定する。

次に、法人・組織が負担する注意義務を、各自の職責に応じて法人・組織内部の自然人に分配する。ここでは、注意義務の直接的履行者と監督者が選別される。

はない。

例えば、森永ドライミルク事件においては、監督義務を負担する製造課長は工業用薬品の使用に積極的に関与しており、薬品使用の安全性確保について部下に任せるという役割分担はなされていなかった(刑月5巻11号1480,1481頁)。

このような場合、監督者の具体的な監督義務を免除することは認められない。危険の防止に関する役割分担はなされていない上、製造課長に具体的監督を要求しても製造業務の円滑を阻害しないからである。

最後に、分配された注意義務について、法人・組織内部の関与者間において信頼の原則による注意義務の免除が認められるかの判断を行う。ここでは、注意義務の履行について誰が責任を負うかを明確にする役割分担の存否が重要となる。

おわりに

従来、法人・組織内部の自然人の過失責任は、不作為犯における作為義務と予見可能性の存否を中心的な論点として論じられてきた。これに対して、本稿は、法人・組織を注意義務の負担主体とみる判例法理を前提として、内部の自然人の過失責任の成立範囲を検討した。

このような検討は、従来の議論とは異質の思考順序によるものであって、通常の刑法理論の枠を外れたものとの批判もありえよう。しかし、過失犯の処罰根拠を危険の防止という規範的見地に求める場合、法人・組織を注意義務の負担主体とみることは過失犯論からの論理的帰結とさえいえる。その点で、本稿は、過失犯の刑法理論的な基礎づけを前提とするものであり、刑法理論の枠内に収まるものである。

むしろ、従来の議論は、実際に刑事判例において使用されている法理にあまりに目を閉ざしてきた点で批判されるべきであろう。建設的な議論を積み重ねていくには、賛否はともかく、いかなる議論によって、法人・組織内部の個人責任の追及が行われているかを認識するという作業が不可欠であるように思われる。もっとも、本稿では、この作業に取り組んだものの、いわゆる進言義務について検討していないなど法人・組織内部の個人責任の全体像について未解明な部分を残している。更なる検討については他日を期したい。